

2011年4月14日

精神障害等認定指針改訂要請書

厚生労働大臣 細川律夫殿

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 福地 保馬



第1 「心理的負荷による精神障害」を列挙疾病とした労基則35条の別表1の2の改正に基づき、認定指針の認定要件から「業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発症したとは認められないこと」の要件を廃止して認定の枠組みの変更の検討を行うこと

1 「心理的負荷による精神の障害」につき、現行認定指針は、労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表第1の2」という）の「その他業務に起因することの明らかな疾病」の包括救済規定に含まれる疾病であると取り扱い、医学的経験則により業務との因果関係が一般的に確定しておらず、個々の事例に即して業務起因性があると具体的に立証されなければ「業務上」とは認められないとし、下記①、②及び③の要件を全て満たす精神障害であることを被災者側で立証しなければ「業務上」の疾病と取り扱わないとしてきました。

① 対象疾病に該当する精神障害を発病していること

② 対象疾病発症前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発症させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること

③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発症したとは認められないこと

2 そして、現行認定指針は、被災者の精神障害が上記①ないし③の認定要件を満たすが否かの判断は、医学専門的判断であり、「複数の専門家による合議等によって行う」ものと定めています。

3 しかし、昨年5月7日付で、別表第1の2は改正され、「心理的負荷による精神の障害」が同表の9号に定める具体的列挙疾病に定められ、この労基則改正により、「その他業務に起因することの明らかな疾病」の包括救済規定に含まれる疾病ではない取り扱いに変更されました。

4 ところで行政機関は、具体的列挙疾病は、「その他業務に起因することの明らかな疾病」の取り扱いと異なり、医学経験則により業務との因果関係が一般的に確定しており、被災者側が当該疾病発症の原因と認めるに足りる有害業務に従事していたこと及び当該疾病を発症していることを立証すれば、業務に起因しないことの反証のない限り「業務上」の疾病と取り扱うとしてきました。

5 したがって、別表第1の2の改正により「心理的負荷による精神の障害」が同表の9号に定める具体的列挙疾病されたことの意義を検討すれば、現行認定指針の3つの要件のうち、上記③の「業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発症したとは認められないこと」を認定要件として医学専門的に判断しなければなら

ないとするは不適切というべきであり、またそのために「複数の専門家による合議等によって行う」のも不適切であるというべきです。

6 ところが、指針改訂のために今回設置された専門検討会は、議事録によれば、事件処理の迅速化・効率化の観点から、業務以外の心理的負荷及び個体側要因は、「被災者のプライバシーを完全に把握しなければ、適正な判断はできず、ストレス-脆弱性理論によれば、「業務による強い心理的負荷」が認められればこの二つの要因の判断はしなくても業務との相当因果関係の存在は肯定でき、この二つの要因の関与は業務外と判断した場合の補足的な理由として位置づけることで足りるのではないかと事務局の提示した論点にしたがって検討していますが、別表第1の2の改正の意義の観点からは何の検討もなされていません。

7 よって、私たちは、御庁が、専門検討会に対し、「心理的負荷による精神障害」を列挙疾病とした労基則35条別表1の2の改正に基づき、認定指針の認定要件から「業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発症したとは認められないこと」の要件を廃止することの可否の再検討を求めることを要請します。

第2 現行認定指針の基本的考え方を、「精神障害は、環境からくる慢性の心理的負荷及び急性の心理的負荷と個体側の脆弱性の相関関係で精神破綻が生じて発症する」との考え方に改訂し、慢性の心理的負荷及び急性の心理的負荷を原因として発症した精神障害を補償対象とする認定要件に改訂し、認定の枠組みを変更する検討を行うこと

1 精神障害の成因につき、医学上、精神障害は、環境からくる心理的負荷と個体側の反応性、脆弱性の相関関係で精神破綻が生じて発症するという「ストレス-脆弱性理論」が広く採用されており、この環境からくる心理的負荷には、人間が人生でたまにしか遭遇しないライフイベント（事件的出来事）による急性の心理的負荷よりも、日常生活において発生する混乱や落ち込みのディリー・ハッスルズ（日常的煩わしさ）と言われている持続的な慢性の心理的負荷が精神障害の発症の原因となっているとされています。

2 ところが現行認定指針は、慢性の心理的負荷を原因とする精神障害は原則として補償対象とせず、急性の心理的負荷を原因とする精神障害のみを補償対象とし、指針別表1に分類し掲載した出来事による評価表により、「発病前おおむね6月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷がみとめられること」が認定要件であるとししました。

この場合、慢性の心理的負荷は急性の心理的負荷に後続する心理的負荷として「出来事後の状況が持続する程度を検討する視点」で急性の心理的負荷の程度の補助資料としてしか評価されていません。しかも、この評価において、「特に過重」と認められるために必要な「恒常的な長時間労働」とは、1か月当たりおおむね100時間程度の時間外労働であるとされています（2009年職業病対策室長事務連絡）。

そして、現行認定指針は、例外として、「極度の長時間労働、例えば、数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」が認められれば、それ自体で「業務上」と取り扱うとしています。

3 しかし、現行認定指針制定時の検討会の座長であった元東京大学教授原田憲一氏は

「職業関連の心理的ストレスとして検討会がとりあげた出来事は急性、1回性のストレスが多い。Bleuler tがその精神医学教科書の中で強調しているように、精神発達に悪影響を与えるのは1回性の出来事よりも持続的な慢性の感情緊張である。慢性・持続性の日常的なストレスの方がしばしば精神健康に有害であることは、Lazarusや夏目（夏目誠「ストレス強度と対応」産業精神保険2000:8:17-23）が指摘している」とし、「慢性・持続性ストレス」は「今後に残された問題である」としています（「精神障害の労災認定」産業精神保健8(4):275-279:2000）。

この原田憲一氏の指摘から明らかなおおりに、指針の別表1に分類した出来事が認められ、この出来事による急性の「強」と評価される心理的負荷の認められる場合にのみ因果関係が認められ、業務による慢性の心理的負荷との因果関係は「極度の長時間労働、例えば、数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」が認められる場合にのみ因果関係が認められるとする医学知見は存在しません。

したがって、業務による慢性の心理的負荷（もしくは「強」と評価されない急性の心理的負荷が加わって）が原因で発症した精神障害を被災者本人の脆弱性が発症原因である取り扱う現行認定指針は、精神医学の常識に反するものであり、労災認定の基本的考え方を、精神医学の常識に合致するよう、「精神障害は、環境からくる慢性の心理的負荷及び急性の心理的負荷と個体側の脆弱性の相関関係で精神破綻が生じて発症する」との考え方に改訂し、その枠組みを変更する必要があるというべきです。

- 4 そして、現行指針の上記認定の枠組みが問われた裁判事件として、名古屋高裁で国が上告せず確定したトヨタ自動車事件があることは周知のとおりです。同事件は、自動車の設計業務に従事していた労働者（係長）が、恒常的な時間外規制や残業規制による過密労働により精神的、肉体的疲労を蓄積していたところ、7月以降2車種の出図期限が重なって過重・過密な業務に従事し、8月末出図期限の遅れによる心理的負荷を受けていたところ、7月初旬頃、労働組合の職場委員長就任の要請を受け、何度も断ったが断りきれず7月下旬頃就任を承諾したが、委員長就任による不安・焦燥が加わり、7月下旬ないし8月上旬うつ病を発症し、夏休み後に開発プロジェクトの作業日程調整等の業務に従事し、8月20日に6ヶ月先南アフリカへ16日間の出張命令を受けたところうつ病の症状が増悪して8月26日に自殺した事です。国は、この事案につき上記原田憲一氏らの意見書を提出し、現行認定指針よれば、発症前には①2車種の8月末出図期限と②職場委員長就任承諾の二つの出来事による心理的負荷が認められるが、①は指針別表1のいずれの出来事にも該当しないが同表の「ノルマが達成できなかった」に近い出来事であり、その平均的負荷の程度はⅡであり、修正すべき視点で検討しても、作業は完成しており、期限付作業は日常的であるから修正する必要はなくⅠに近いⅡと評価され、②は「組合業務は本来の業務とはいえない」から「業務による心理的負荷とは評価」できないとし、被災者には業務以外の心理的負荷は認められず、個体側要因も認められないが、発病の主な原因は被災者の脆弱性である旨主張して争いました。

しかし、名古屋高裁は、「ストレスの性質上、本人のおかれた立場や状況を充分斟酌して出来事のもつ意味合いを把握した上で、ストレスの強度を客観的見地から評価

することが必要であり、本件においては被災者が 従事していた業務が、自動車製造における日本のトップ企業において 内容が高度で専門的であり、かつ生産効率を重視した会社の方針に基づき高い労働密度の業務であると認められる中で、いわゆる会社人間として、第1係長という中間管理職として恒常的に時間外労働を行ってきた実情を踏まえて判断する必要がある」としました。

そして同判決は、被災者の7月以降2車種の出図期限が重なって過重・過密な業務に従事して8月末出図期限の遅れにより受けていた被災者の日常の時間外業務による慢性の心理的負荷は、トヨタにおいて「設計業務の遅れは他の部署の日程にも大きな影響を及ぼすため、設計図の出図期限は遵守すべきものであるところ、先行試作設計の段階では」「出図期限の延期が認められたとしても、それは」「やむをえず認められたものにすぎず、第1係を統括する係長としてはマイナス評価を受けるおそれがあり、その後第1次設計の出図期限は遵守しなければならないのである」から、「極めて強い心理的負荷」であると認定しました。

また同判決は、職場委員長就任を承諾したことによる不安・焦燥の心理的負荷につき、被災者が「悩んでいたのは、職場委員長の活動自体による不安ではなく、組合活動に時間と労力を取られることによって業務に充てる時間と労力が少なくなり、設計図の出図期限が遵守できなくなることに対する心配（不安、焦燥）であるから業務上の出来事として取り扱うのが相当であり、その負荷の程度は、「当時も過重・過密な労働に従事し、さらに9月以降も過重・過密な労働に従事することの予定されていた被災者に対し、さらに強い心理的負荷を与えた」と認定しました。

そして同判決は、「本件うつ病は、上記の過重・過密な業務及び職場委員長への就任内定による心理的負荷と被災者のうつ病親和的性格（ただし、通常人の正常な範囲を逸脱するものではない）が相乗的に影響し会って発症した」ものであり、被災者の従事していた「業務と本件うつ病の間には相当因果関係を肯定することができる」としました。

- 5 このトヨタ自動車事件の判例から明らかなおおりに、指針の別表1に分類した出来事が認められ、この出来事による急性の「強」と評価される心理的負荷の認められない場合及び「極度の長時間労働、例えば、数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」が認められない場合であっても、被災者の日常業務による慢性の心理的負荷（及び指針の別表1に分類した「強」とは認められない急性の心理的負荷が加わった場合）が認められる場合も「業務上」認定が受けられるように、労災認定の基本的考え方を、「精神障害は、環境からくる慢性の心理的負荷及び急性の心理的負荷と個体側の脆弱性の相関関係で精神破綻が生じて発症するとの考え方」に改訂し、認定要件を、①対象疾病に該当する精神障害を発症したこと、②「対象疾病発症前に当該精神障害発症のおそれのある日常業務による慢性の心理的負荷及び出来事に遭遇したことによる急性の心理的負荷が認められること」に改訂し、認定の枠組みを変更する必要があるというべきです。

そして、発症前に当該精神障害発症のおそれのある業務による慢性の心理的負荷及び急性の心理的負荷が認められるか否かは、被災者が精神障害を発症する前に従事していた日常業務による慢性の心理的負荷と出来事による急性の心理的負荷を総合し、被災者

のおかれた立場や状況を充分斟酌し、その全体の心理的負荷が、経験則上、精神障害発症の原因となるおそれがあると評価できれば「業務上」と取り扱うものとするのが相当というべきです。この場合、現行認定指針の別1は、上記評価の参考資料として活用するものとし、同表の(3)の出来事後状況がし持続する程度を検討する視点から出来事が「弱」か、「中」か「強」かを総合評価することは廃止するのが相当というべきです。

6 ところが、指針改訂のために今回設置された専門検討会は、議事録によれば、現行認定指針の上記認定の枠組みを維持し、処理の迅速化・効率化の視点から、事務局が提示した論点にしたがって検討するものであり、現行認定指針制定時の座長原田憲一氏が明確に今後の課題であるとしている精神医学の常識に反する現行認定指針をどのように改訂するかについては何の検討もしていません。「ストレス－脆弱性」理論に基づくとすれば、どのような場合に、業務と発病との間に相当因果関係が認められるかとの事務局提示の論点では、上記原田憲一氏の提示した課題が検討されなければなりません、その検討はありません。そして、典型的な慢性の心理的負荷である長時間労働による心理的負荷の検討についても、「極度の長時間労働、例えば、数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」の場合しか発症原因と認めない現行認定指針の当否については一切検討することなく、現行認定指針の枠組みを前提に、現行認定指針の運用実績を前提にその労働時間を数値化できないかの検討しかしていないのです。

さらに、上記トヨタ自動車事件のように、裁判として争われ、現行認定指針では対応できず、国側敗訴として確定している日常業務による慢性の心理的負荷が問題となった事件について、これらの事件をどのように取り扱うかについては何の検討もしていません。

7 よって、私たちは、御庁が専門検討会に対し現行認定指針の基本的考え方を、「精神障害は、環境からくる慢性の心理的負荷及び急性の心理的負荷と個体側の脆弱性の相関関係で精神破綻が生じて発症するとの考え方に改訂し、慢性の心理的負荷及び急性の心理的負荷を原因として発症した精神障害を補償対象とする認定要件に改訂し、認定の枠組みを変更する検討を行うことの可否の再検討するよう求めることを要請します。

以上